

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年八月十日から同月二十三日までの間縦覧に供します。

平成三十年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中尾 真大	桜井市大字上之庄六五二番地の一	橿原市十市町五一〇番ほか五筆
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元町一番地一二号	橿原市一町五五一番

二 申請年月日

平成三十年七月三十日